

Code of Conduct
Festo Group



目次

取締役会による序文.....	3
1 目的、適用範囲.....	3
2 チーフコンプライアンスオフィサー	3
3 事業環境における行動	4
3.1 法令および社内規則の遵守	4
3.2 公正な競争	4
3.2.1 競争法および独占禁止法に基づく行動	5
3.2.2 腐敗行為の防止	5
3.2.3 支払	6
3.2.4 ビジネスインセンティブ	6
3.2.5 事業活動に関連する利益	7
3.2.6 寄付およびスポンサー行為.....	8
3.3 サステナビリティおよび環境適合性	8
3.4 寛容および機会均等	9
3.5 報告および文書化	8
3.6 ビジネスパートナーの選定	9
3.7 情報の機密性、ITセキュリティ、データプライバシー.....	10
3.8 外国貿易、輸出規制、関税に関する法令	10
3.9 税金	10
4 同僚に対する行動・態度	10
4.1 マネジメント文化	10
4.2 雇用主としての責任.....	11
4.3 公正かつ安全な職場環境	11
4.4 利益相反の回避	12
5 本行動規範の実施.....	12

行動規範 Festo グループ

取締役会による序文

長い伝統を持ち、グローバルに事業展開するファミリービジネス企業であるFestoグループは、ビジネスパートナー、従業員、ならびに社会の皆さまから高い評価を得ています。Festoグループの最優先事項は、この評価を維持することにあります。そのため、Festoグループは誠実性を重んじており、適用法令に沿った倫理的に申し分のない、高い水準の行動を義務付けています。

本行動規範をもって、私たちはFestoグループを代表してこの志に対するコミットメントを宣言し、Festoグループの事業環境、社会環境および世界各国の従業員に対する責任を認識しています。

本行動規範の違反および違反の誘因となる行動は容認されず、あらゆる手段を用いて適切な懲戒処分が下されることとなります。法的制裁に加え、違反した場合は個々の従業員に個人的な影響が及ぶ可能性があります。

1 目的、適用範囲

本行動規範は、Festoグループの取締役会の全メンバー、全てのマネージャーおよび従業員が会社を代表して日常的に行う行動に対して拘束力のある指針であり、遵守を義務付けています。

Festoグループの価値観を補完する本行動規範は、倫理的に申し分のない行動や、公正で、かつ法令に準拠し、価値観に基づいた行動に関するFestoグループの高い基準を満たすうえで、関連性と拘束力がある行動原則を最低基準として定めています。本行動規範はFestoグループの全世界の全ての事業所およびグループ会社に適用され、Festoグループ会社が事業展開している特定の国において、本行動規範に反する行動・商慣行が要求、期待、許容されている場合であっても適用されます。

本行動規範の遵守は、取締役会のメンバー、マネージャー、従業員に義務付けられています。Festoの高い評価、そしてFestoグループの全ての関係者からの信頼が確実に維持されるよう、Festoグループ会社とその従業員との関係の基盤として本行動規範を活用します。本行動規範により第三者に権利が与えられることは一切ありません。

2 チーフコンプライアンスオフィサー

Festoグループの取締役会は監査役会の同意を得て、チーフコンプライアンスオフィサー（CCO）を任命しました。CCOは組織上、取締役会の会長に直接報告を行いますが、取締役会または監査役会全体に対して直接報告する権限も有しています。

CCOの任務は、コンプライアンスマネジメントシステム(CMS)の一環として、Festoグループ会社各社が本行動規範の要求事項を実行するうえでサポートを行うこと、その他のガバナンス機能(リスクマネジメント、内部統制システム、内部監査などの部門)の支援のもと、コンプライアンス状況を監視することにあります。また、本行動規範を実証するCMSの範囲内で社内ガイドラインを作成し、必要に応じて更新する業務を担っているほか、倫理的に申し分のない、法令に準拠した公正な行動や本行動規範の実施に関するあらゆる質問の問い合わせ窓口としての役割を果たします。

ガバナンス機能である「内部監査部門」も監査業務を行う際、本行動規範および補完的ガイドラインを確実に遵守するようにし、違反を発見した場合は、CCOに通知します。CCOを補完する役割として任命されているコンプライアンス委員会は、同委員会の手順規則の枠組みの中で、CCOが任務および一般業務を遂行するうえでのサポートを行います。

3 事業環境における行動

3.1 法令および社内規則の遵守

Festoグループの全ての拠点において、現地の適用法、最低限の業界基準、国際人権章典に関する国際連合条約、および全てのFesto社内規則・規程(以下、総称して「基準」といいます)を遵守しなければなりません。

Festoグループの取締役会、マネージャー、従業員は、これらの基準を遵守している場合に限り、会社の利益のために行動していると見なされます。これは、個人または会社の観点から、基準を遵守することが戦略的、経済的に好ましくない、あるいは不適切だと見られる場合や、管理職から反対の行動を取るよう指示を受けた場合であっても同様です。各従業員は自らの業務範囲において、常にこれらの基準に則って行動する責任を負っています。

マネージャーについては、その職務に鑑み、これらの基準を望ましい方法で伝えるというだけでなく、自らが模範となって実際に基準に沿って行動し、部下にも同様に行動させることが求められます。また、マネージャーは本行動規範に関して部下から質問があった際、全てに対応する最初の窓口になります。

3.2 公正な競争

Festoグループは、製品の品質、革新力、誠実さ、従業員の能力に確信を持っています。私たちは国内外において、市場経済のルールおよび公正で開かれた競争を認めており、ビジネスパートナーや競合他社にも同様の姿勢を求めています。Festoグループは高品質のパフォーマンス原則に沿った形で企業目的を追求します。また、関連する市場や競争ルールに違反することでしか得られない事業活動やあらゆる形態の業務提携、受注、その他の利益を明白に避けるようにしています。

3.2.1 競争法および独占禁止法に基づく行動

Festoグループはあらゆる事業活動において、競争法および独占禁止法の全ての適用原則に従って行動するよう注意を払っています。また、競争に反する協定は結ばないようにしています。特に、価格、生産力、顧客、販売ノルマ、販売地域、生産計画などの市場に関連する状況について、(潜在的な)競合他社と話し合うことはありません。こうした取り決めや行為が協定の枠組みの中で行われているか、もしくは、単なる非公式の話し合い(業界団体の会合の場合など)や、競争制限を意図とした、あるいは競争制限に影響を及ぼす非公式の「紳士協定」もしくは「共同行為」であるかどうかは関係ありません。

また、Festoグループは販売代理店に関して適用する全ての競争および(販売)独占禁止法の原則を遵守しています。特に、販売代理店は自由に価格を設定することができます。サプライヤーや顧客によるボイコットが実施または支持されないようにしており、また、偽の入札価格の提示には関与していません。

(潜在的な)競合他社および販売代理店との協定または協議を計画している場合は、事前に法務部に計画を提出し、審査・承認を受けるものとします。法務部の承認を得ずに協定を結ぶこと、協議を行うことは禁止されています。

3.2.2 腐敗行為の防止

Festoグループはいかなる形態の腐敗行為も容認せず、贈収賄または腐敗行為の影響を受け得る行為も断固として禁止しています。Festoグループの取締役会、マネージャー、従業員は、物品またはサービスを調達する際に、個々のケースにおいて特定のサービスや行為の権利があるかどうかにかかわらず、優遇を受ける見返りとして、ビジネスパートナーおよびその従業員または代表者、公職者、政治家、およびその親族または関係者に利益を提供すること、約束すること、付与することが禁止されています。また、Festoグループの取締役会、マネージャー、従業員は、物品またはサービスを提供する際に優遇する見返りとして利益を受け取ること、その約束をされることについても禁止されています。これに関連して、Festoグループは「腐敗行為防止に関する国際商業会議所(ICC)規則」、「国連腐敗防止条約」、米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)および英国の2010年贈収賄防止法に拘束されます。

3.2.3 支払

全ての決済取引は、マネーロンダリングおよびテロリズムへの資金供与防止に関する適用法に準拠して行います。Festoグループが受領した物品およびサービスの対価として行う支払は、直接契約の相手方に行うものとし、原則として、契約の相手方の登記上の事業所が所在する国の該当銀行口座に送金します。ただし、法的に有効な譲渡契約または強制徴収がある場合はこの限りではありません。例外的な支払を行う場合は、該当するFestoグループ会社の財務部長から事前承認を得る必要があります。契約で事前支払について合意がなされていない限り、物品が契約で合意された通りに納入された場合、あるいは契約に従ってサービスが履行された場合にのみに支払を行う、もしくは支払指示を出すことができます。支払は全て適切に行い、一般に認められた会計原則に従って計上しなければなりません。支払金の全額または一部が賄賂の支払を意図したものであることが懸念される場合や、その根拠がある場合は、支払の合意をしいけません。

ビジネスにおいて、FestoまたはFestoグループの従業員による現金での支払は禁止されていますが、250ユーロ(または現地通貨で相当額)以下の支払は認められています。ただし、法律、会計および税務上の要件を満たす適切に発行された領収書が入手できる場合に限りです。この原則から逸脱する場合は、該当するFestoグループ会社の財務部長から迅速に許可を得る必要があります、当該財務部長はコーポレートコンプライアンス部門に通知するものとします。

現金収益は一般的に禁止されています。例外的な場合は、該当するFestoグループ会社の財務部長の事前承認が必要です。

3.2.4 ビジネスインセンティブ

業績に関連する手数料、ボーナス(購買プール協定に関するものを含みます)、割引、無償で提供される物品は典型的なビジネスインセンティブです。これら、または同様のインセンティブは、適用される基準を守ることによってのみ付与または受領することができます。この種のビジネスインセンティブの付与または受領は、個々のケースにおいて法的に許容され、かつ、社会的に適切でなければならず、文書化が求められます。そうでない場合は、インセンティブを拒否するか、直ちに返還するものとします。

第三者(代理人、ブローカー、コンサルタント、その他の仲介者など)に支払う役務の報酬、特に手数料の形で支払う場合は、提供された役務に見合った金額でなければならず、全て(特に報酬を受ける対象となる業務内容、決済日について)文書化しておく必要があります。

こうした支払は、前述のルールを回避する根拠とならないような、あるいは、そうした根拠が生じたと仮定されない範囲で行わなければなりません。代理人、ブローカー、コンサルタント、その他の仲介者との契約書(締結後になされた契約書の変更を含む)には、契約当事者が前述の原則を常に遵守し、いかなる贈収賄にも関与しないという約束事項を記載しなければなりません。

3.2.5 事業活動に関連する利益

注文の促進、受注、承認、納品、処理、支払に関連し、種類を問わず、直接的もしくは間接的に個人または組織にとって有利な利益(キックバックなど)を付与することは、すべての契約または付属契約で禁止されています。これは特に、ビジネスパートナーおよびその従業員、公職者との契約に適用されます。

事業活動に関連し、直接的・間接的を問わず、贈答品や利益の申し出、付与、要求、受領は禁止されています。ただし、金額的に少額で、現地の通常のビジネスマナーの水準に則った時折の接待や贈答品はこの限りではありません。しかし、いかなる類のものであれ、接待や贈答品の申し出および受領は、ビジネス上の決定に影響を与える可能性を排除できるという要件に必ず従うものとします。疑念がある場合は、コーポレートコンプライアンス部門に相談するようにしてください。

3.2.5.1 贈答品、招待、その他の利益

Festoグループは、本行動規範のみならず、Festoグループの腐敗行為防止および誠実性に関する方針、ならびにビジネスパートナーが有している行動規範に定められた招待および贈答品に関するルールの遵守を重視しています。

本行動規範に従い、贈答品、接待およびその他の利益は、金額やその他の理由により、受領者のビジネス上または職務上の独立性に疑問を呈する恐れがある義務を、受領者に負わせる可能性が高い場合は禁止されます。イベントやその他の社交の場への招待およびそれに関連する費用は、慣例的な商慣行に従い、範囲および性質の観点から妥当なもので、かつ、明確なビジネス上の目的があるものでなければなりません。個人的な利益としての現金または現金に類する利益(ガソリンクーポン、商品券など)の要求、受領、申し出、付与は、いかなる場合であっても禁止されています。

本項に定められた規則に違反する行為は、世界のいずれの国においても、全ての関係者が一般的に行っているという論拠で正当化することはできません。

Festoグループの取締役会のメンバー、マネージャー、従業員は社内における自らの地位または職務を利用して、自身あるいは自身と近い関係にある他者のために、個人的利益(無形の利益を含む)を要求すること、受領すること、得ることが認められていません。Festoグループの取締役会のメンバー、マネージャー、従業員が本行動規範に定められた限度を超えた贈答品やその他の優遇(自身あるいは自身と近い関係にある者にとって優位的な条件を享受する機会を含みます)の申し出を受けたり、それらを付与されたりした場合は、どのようなケースであっても、これを拒否しなければなりません。こうした申し出を受けた場合は、遅滞なくコーポレートコンプライアンス部門に報告します。

いかなる場合においても、報酬の要求、期待、供与につながる、あるいは、それらに関連した招待や利益は認められません。影響力を与えていると思われるような状況は避けなければなりません。

3.2.5.2 公職者への利益

公職者への能動的および受動的な贈収賄は世界各国において犯罪行為とされています。Festoグループはいかなる類の贈収賄も断固として拒否します。原則として、公務員(国家公務員、政治家に限らず、公共部門のために業務に従事している者や、公的機関の代表者・委任代理人など)に対し、招待や個人的な利益の供与は行いません。これは、金額的に少額なものとして象徴的な贈答品や、公務員が純粋な社会的および代表としての役割において参加する就任式・開業等の式典、記念行事などへの招待には適用しません。その他の例外的なケースについては、コーポレートコンプライアンス部門の書面による事前承認が必要です。また、対象者となる公務員が利益の受取りを認められている(雇用主の許可がある)ことを事前に書面にて確認しておく必要があります。いかなるケースにおいても、招待や個人的利益は、国内外の法令で禁止されていない場合に限り許可されます。

3.2.6 寄付およびスポンサー行為

全ての寄付は必ず透明性のある形で行われなければなりません。つまり、寄付の受領者および受領者側の具体的な目的が明確かつ追跡可能でなければなりません。スポンサー行為の場合は、金銭的な寄付が合意された見返りに見合うものであることを保証しなければなりません。

Festoグループは、この目的のために、寄付およびスポンサー行為に関する国際ガイドラインを発行していますので、本ガイドラインの最新版を参照するようにしてください。本ガイドラインは、Festoイントラネットの「企業＞コーポレートコミュニケーション＞寄付およびスポンサー行為」のページでも閲覧することができます。

3.3 サステナビリティおよび環境適合性

Festoグループはサステナビリティの原則に導かれ、次世代に対する責任を負っています。Festoグループは気候変動や資源不足の重大さを認識しています。Festoグループが事業展開している各国の現地の規定を含め、環境保護に関する全ての適用法を遵守することは、Festoグループの取締役会、マネージャー、個々の従業員にとって当然の義務です。遵守状況は、国際規格であるISO 14001:2015に基づき、生産・物流ネットワーク向けに整備されている環境マネジメントシステムによっても管理・監視されています。

製造工程や当社製品のライフサイクルにおいても、環境関連の法令遵守が伴います。Festoグループでは、製品開発、原料・サプライヤーの選定、製造の工程において、すでに高い環境基準を適用しています。

3.4 寛容および機会均等

グローバルに事業展開をしている企業として、Festoグループはさまざまな国籍、文化、宗教、人生哲学を有する従業員やビジネスパートナーと共に働いています。こうした人々とお互いに関わり合うFestoグループの業務は、尊重、寛容、理解、公平性、開放性を特徴としています。Festoグループでは、差別、ハラスメント、不利益を与える行為、侮辱、敬意に欠けるその他のあらゆる待遇を例外なく認めていないだけでなく、従業員やビジネスパートナーの優遇という観点から、民族的背景、性別、宗教、人生哲学、政治的見解、障害、年齢、性的アイデンティティ、妊娠、言語、または民族的、社会的、法的に保護されたその他の特性を理由に差別することも認めていません。

職場におけるハラスメント(特に性的な性質のハラスメント)はいかなる形であっても基本的に許されません。被害者が問題となっている行為を回避できるかどうか、あるいは、この原則に違反する者が自身の行為を容認できると考えているかどうかは関係ありません。その中で、マネージャーは職場の模範としての自らの立場を自覚し、差別やハラスメントのない職場環境を作るよう手段を講じる必要があります。

3.5 報告および文書化

議事録および報告書(特に第三者の情報を対象としたもの)は全て、厳密な意味において正確で事実即したものでなければなりません。データ収集およびその他の記録は、常に完全、正確、適時、かつシステムに適合したものでなければなりません。また、発言者または作成者および作成日が特定できるように記録しておく必要があります。全ての商取引(特に口頭および書面でのあらゆる合意)は、法的要件および社内要件に従

って文書化、保存しておくようにします。

3.6 ビジネスパートナーの選定

Festoグループは客観的、経済的な基準に基づいてビジネスパートナーを選定し、サプライヤーからの提案を公正かつ公平に審査します。とりわけ私的な理由によって、職業倫理に反するサプライヤーの選択や、サプライヤーを不利にする行為は原則禁止されています。入札公示の場合は、他の理由(品質、サービス、長期にわたる取引関係、信用力など)により異なる決定が正当化されない限り、最も費用対効果の高い入札者と契約します。こうした場合、第三者がこの落札決定に対し異議申立てを行わないよう、最終的な考慮事項を文書化しておく必要があります。

Festoグループでは、本行動規範に基づいて独自にビジネスパートナーの行動規範を定めています。Festoは、サプライヤー、顧客、販売パートナー、その他全てのビジネスパートナーに対して、当該ビジネスパートナーの行動規範に定めている価値観を尊重すること、Festoとの取引においてこれらの価値観に留意し、遵守することを求めています。ビジネスパートナーが同様の独自の行動規範を有さないことが事前に確認されている場合に限り、Festoグループは、当該ビジネスパートナーの行動規範の要求事項を、可能な限り契約書に盛り込むという原則を重視しています。

サプライヤーおよび販売パートナーとの関係は、ビジネスパートナーの行動規範に関して合意がなされている場合、もしくは、ビジネスパートナーが同等の原則に基づいた独自の行動規範を有していることを示すことができる場合のみ成立します。しかし、ビジネスパートナーの行動規範の原則に対する重大な違反があった場合、特に腐敗行為や人権または環境権の無視があった場合、Festoグループは取引関係を早期に解消する権利を有しています。

3.7 情報の機密性、ITセキュリティ、データプライバシー

産業スパイからの情報保護、ITセキュリティの確保、データプライバシーは基本要件であり、Festoグループが成功するうえでの基礎となります。Festoグループ各社およびそのビジネスパートナーに関係する全ての情報は機密情報として扱われ、すでに公知となっている情報、もしくは、その他の方法で一般に公開されている情報を除き、第三者に提供されることはありません。ただし、公的機関から情報提供を要請された場合、もしくは、Festoグループの商業的利益を満たすという範囲において情報を提供する場合はこの限りではありません。

個人的な目的のために機密情報を直接的または間接的に使用することは禁止されています。取締役会のメンバー、マネージャー、従業員は全員、社内のガイドラインに沿って、不正アクセスから機密情報を積極的に守るよう義務付けられています。機密情報、ビジネス文書、データ記憶媒体が第三者によるアクセスから保護されるよう、全ての業務プロセスにおいて一切の事業データの安全性を保証しなければなりません。特に、Festoグループは、能動的か受動的かを問わず、いかなる手口の産業スパイも許しません。また、全ての従業員はITセキュリティに関する包括的なガイドラインに従うものとし、それに沿って慎重に当社のITシステムを取り扱わなければなりません。

Festoグループは一貫して関連するデータプライバシー法令に準拠し、法的に認められている場合に限り、ビジネスパートナーおよび従業員の個人情報を取り扱います。全ての業務プロセスにおいて、データ主体の権利は保証されなければなりません。個人情報の保護に関連するあらゆる問題においては、データプライバシーの所管部署が早い段階から関与し、要件の実施について責任を担っている者に対して助言を提供し、その監視を行います。

3.8 外国貿易、輸出規制、関税に関する法令

Festoグループは、事業活動を行っている各国で適用される全ての外国貿易、禁輸、関税、テロ規制に関する法令、および決済取引関連の現行規則を遵守しています。物品、サービス、または技術(技術データを含む)の輸出入および決済処理に関与しているFestoグループの全ての従業員は、経済制裁、輸出入規制に適用される関連法令、ならびに自らの業務に関連する全てのガイドラインや手続に従う義務があります。

また、Festoグループは、第三国を経由した禁輸対象国への納入と捉えられる可能性のある行動や手段を講じたり、誘導したり、促したりすることはしません。

3.9 税金

Festoグループは会計および納税義務を果たすという社会的責任を認識しています。そのため、あらゆる行為、手段、契約、その他の手続について、会計および税務に関する全ての法令の厳守や、納めるべき税金の支払などを含めて、厳格な法律遵守の考え方を全面的に支持しています。

この原則は、法令に違反した場合、起訴、罰金、利息支払、損害賠償によって多額の不利益が生じる可能性があることを考慮しているだけでなく、Festoグループにとって有益であるか否かにかかわらず、Festoグループが税法に準拠した行動の原則を認め、支持しているに基づいています。

積極的かつ定期的な情報交換に基づき、取締役会、Festoグループ各社のマネージャーおよび従業員は、本社の管轄部署と協力して、国内外を問わず、税金および関税の不正な減額がないよう、また、関連する協力義務の違反がないことを保証します。

Festoグループは、Festoグループ会社またはビジネスパートナーによる脱税や違法な租税回避行為の印象を与える可能性がある行動や手段の実施、開始あるいは促進は行いません。

4 同僚に対する行動・態度

4.1 マネジメント文化

Festoグループは従業員が会社の中心であると考えています。従業員によってFestoグループの成功が保証され、競争において当社は独自の存在となっています。

FestoグループはFestoの価値観に基づいてリーダー能力を育成し、それを伝えてきました。こうした能力に沿って、全てのマネージャーは、本行動規範に従い、特に部下と協力して仕事をする際に模範として行動し、敬意、一貫性、責任の意識を示すことが求められています。マネージャーは、模範的な行動、業績、開放性、ソーシャルスキルを通じて部下から認められ、その評価を維持するよう努めなければなりません。

4.2 雇用主としての責任

人権および従業員の権利を包括的に保護すること、ならびに、これに関して法律違反を防止することはFestoにとって当然の責任です。任命されたFestoグループの人権担当オフィサーは、人権および関連する環境権の尊重についてマネジメントシステムの管理および監視を行います。Festoの事業活動は国際的に認知された社会・環境基準に合わせています。

Festoは世界のいずれの国においても児童労働を許容していません。Festoグループでは、15歳未満の児童は、例外なく雇用していません。また、18歳未満の従業員の保護にも全力を注いでいます。青少年の身体的・精神的な発達を危険にさらす業務は一切禁止しています。

Festoはいかなる形の強制労働も断固拒否しており、現代奴隷や人身売買を一切認めていません。つまり、処罰で脅し、従業員が自発的に行うものではない業務や役務を要求することは固く禁じられています。

Festoグループは、結社の自由、ならびに、憲法上認められた団体（正式に組織された労働組合や、労働者の利益を守るその他の団体など）のメンバーになる、あるいはそうした団体に所属する従業員の権利を認め、尊重しています。Festoグループは、従業員がいずれかの団体のメンバーであることを理由に、その従業員に不利益を与えることはありません。

企業として、Festoグループは世界のいずれの国においても、国の法律および適用される業界基準に沿った形で労働条件、給与、労働時間を設定するようにしています。従業員は透明性のある書面による雇用契約書を受け取り、また、適用される社内規則を閲覧することもできます。

4.3 公正かつ安全な職場環境

Festoグループの従業員を尊重し、従業員に対する責任を持つことは、関連する全ての法的要件（現地の要件を含みます）を満たす最高水準の公正かつ安全な職場環境を、世界各国の従業員に提供したいという願いにも反映されています。

全ての従業員の安全と健康はFestoの最優先事項です。そのため、Festoグループは会社の全分野において常に最高品質を確保すること、また、安全で衛生的に、かつ人間工学に基づいた職場および職場設備を提供・維持することに取り組んでいます。プロセス、システム、経営資源は、安全衛生に関する適用法令および社内規則のほか、防火・環境保護に関する規則に準拠しなければなりません。

4.4 利益相反の回避

Festoグループは、取締役会メンバー、マネージャー、従業員が利益相反に関与することがないように細心の注意を払っています。Festoでは、ビジネス上の意思決定は、事実に基づいた客観的かつ透明性のある検証可能な基準に基づき、Festoグループの利益のためだけに行われます。

利益相反は、取締役会、マネージャー、従業員の個人的利益が客観的に見て、意思決定プロセスに影響を及ぼす場合や、その可能性が考えられる場合に生じます。その結果、下された決定が客観性に欠ける、あるいはFestoの最善の利益にならないことがあります。また、ビジネス上の決定が前述した者と近い関係にある者（親戚、配偶者、近い友人など）の潜在的な利益に影響を及ぼす場合も、このケースに該当する可能性があります。

利益相反は可能な限り回避しなければなりません、必ず透明性を確保し、所管のマネージャーに開示する必要があります。当該通知を受けたマネージャーは、コーポレートコンプライアンス部門に相談のうえ、問題となっている状況を精査し、必要に応じて適切な是正措置を講じます。

5 本行動規範の実施

Festoグループは本行動規範の違反を認めません（「ゼロ・トレランス」）。従って、Festoグループ内の全てのマネージャーは本行動規範の内容と重要性を従業員に伝える義務があります。マネージャーは部下に本行動規範の存在を認識させるだけでなく、内容を理解させ、重要性を自覚させるようにしなければなりません。また、部下による本行動規範の遵守を保証し、それをサポートすることを求められています。違反の兆候があった場合、マネージャーは毅然とした態度で調査にあたり、CCOに適宜報告しなければなりません。

Festoグループは、従業員が法令および本行動規範の違反の可能性を適時に認識し、それを回避できるよう、適切な情報（例えば、本行動規範の補足ガイドラインなど）を従業員に提供しています。これには特に、特定のテーマに関する研修や具体的な危険分野における研修などが挙げられます。一方、取締役会、マネージャー、従業員は、疑念がある場合、法令に則った倫理的かつ誠実な行動に関する情報を得るため、自発的に行動する義務があります。さらに疑問点がある場合は、コーポレートコンプライアンス部門に相談することができます。

Festoグループの全従業員は、本行動規範の内容や解釈について疑問点がある場合、担当のラインマネージャーもしくはCCOに直接問い合わせることができます。これは特に、違反または違反の疑いを通報する際に該当します。

本行動規範に関する質問、および違反または違反の疑いの報告は、電子メール（compliance@festo.com）もしくは内部告発システムを通じて行うことができます。内部告発システムはFestoイントラネットの「企業>コン

「プラアンス>Festo内部告発システム」のページからアクセス可能です。実際の違反または違反の疑いについて通報する義務に加えて、具体的な証拠に基づき、本行動規範に対する違反が行われた、またはその可能性があるかと誠意を持って考える従業員は、当該違反または違反の疑いについて通知する権利を有しています。違反または違反の疑いについて、利用可能なルートで担当のラインマネージャーまたはコーポレートコンプライアンス部門に通報する従業員は、その結果として何らかの不利益を被ることに不安を抱く必要はありません。

通報は極秘扱いされます。必要な限りにおいて、Festoグループは従業員（または内部通報者）を不利益から保護するための適切な手段を講じます。可能な限り、また、法的に認められる限り、Festoグループは違反または違反の疑いの通報を行った従業員、および違反の調査に積極的に関与した従業員の身元を極秘に取り扱います。

内部告発システムは匿名通報の選択肢もあり、また、外部の第三者がFestoグループによる不正行為を通報する場合にも利用することができます。外部の第三者はインターネット（www.festo.com）経由（Festoについて>持続可能性と責任>コンプライアンス）でFestoグループ内のコンプライアンスに関する情報を入手ことができ、本行動規範を閲覧して印刷することができます。

2024年2月15日、エスリンゲン



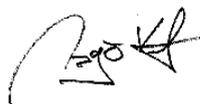
Thomas Böck
Chairman of the Management Board



Dr. Sebastian Beck
Member of the Management Board Finance and Human Resources



Gerhard Borho
Member of the Management Board Information Technology and Digitalization



Dr. Ansgar Kriwet
Member of the Management Board Research and Development



Frank Notz
Member of the Management Board Sales



Dr. Jaroslav Patka
Member of the Management Board Operations